平成２４年（フ）第５９号
山形県酒田市若原町13番29号レジデンス若原Ａ101号、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目19番15―８号ブロケイドハイツ205号
債務者　井上さゆり
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１３３９号
埼玉県川口市青木４丁目25番６号
債務者　相澤　由貴（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３９号
埼玉県桶川市大字倉田2332番地の４
債務者　松田恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６３号
さいたま市緑区大字大間木1774番地３　ＦＩＳ東浦和
債務者　亀井　敬三
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９１号
さいたま市浦和区岸町２丁目18番15号　アルビレオ103
債務者　藤巻　吉和
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田１丁目３番12号
債務者　張ヶ谷ちとせ（旧姓森・松本）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
埼玉県熊谷市柿沼858番地１　Ａ棟
債務者　三浦真理子（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７８号
埼玉県行田市佐間１丁目６番33号
債務者　オノザト　イメルダ　ガブリエル（通称小野里イメルダ）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３８１号
埼玉県熊谷市肥塚３丁目２番60号　堀の内ハイツＢ101号室、旧住所埼玉県熊谷市妻沼559番地６
債務者　八島　　康
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２７号
千葉県東金市東中島152番地５
債務者　鈴木　将之
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８８号
神奈川県厚木市中荻野139番地６
債務者　遠藤　喜一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１４号
神奈川県平塚市東中原２丁目21番31号
債務者　熊澤万里子（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２５号
神奈川県厚木市長谷1540番地８　長高ハイツ101
債務者　嘉新　達也
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８８号
神奈川県秦野市千村２丁目10番41号　チェリーマンション302号
債務者　神谷　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８９号
神奈川県秦野市千村２丁目10番41号　チェリーマンション302号
債務者　神谷　奈々（旧姓旭野）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５９３号
神奈川県伊勢原市沼目３丁目18番19号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２０号
新潟県村上市下新保366番地
債務者　藤田サチエ
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　新潟地方裁判所新発田支部